

広島市告示第227号

令和8年4月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	変更年月日
訪問看護ステーションそれいゆ広島東	(旧)広島市東区東蟹屋町10-33	令和8年3月12日
	(新)広島市東区愛宕町6番21-202号	